

水防災意識社会の再構築に向けた全国の動き

資料 1

社会経済の壊滅的
被害を回避する

水防災意識社会 再構築ビジョンの展開 ～地域の生産拠点を保全・創出する都市浸水対策～

H29年度
重点対策

概要

○「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組を中小河川へ広げるとともに、命を守る観点に加え、地域経済を支える観点も明確にし、地域の実情に沿った多様な関係者間の密接な連携・協力体制の構築を推進する。

現状

「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、直轄河川(109水系)とその沿川等市町村(807市町村)において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会を設置し、平成32年度目途にハード・ソフト対策を一体的な取組を推進中。



課題

- 地域経済を支える観点を追加
- 大規模氾濫に加え、ゲリラ豪雨等の発生頻度の高い浸水への備えを充実
- 住民の防災意識を喚起する取組等を、直轄河川以外にも拡大

現在進めている協議会の取組内容を拡充し、地域で一体的・計画的に浸水対策に取り組む。

地域経済を支える浸水対策

◇協議会において、地域経済を支える生産拠点等の水害リスク(過去の浸水被害実績等)を共有。

◇浸水により地域経済に大きな影響を及ぼすと見込まれる地域では、重点的に浸水対策を推進。

生産拠点等を守るための
浸水対策を関係者で共有し、一体となって推進。

ex.) 堤防整備、下水道整備、排水、自衛水防等



生産拠点の浸水のイメージ
(H27.9 関東・東北豪雨 鳴瀬川支川吉田川)

中小河川への取組拡大

多様な関係者間のより密接な連携・協力体制の構築

◇県管理区間や二級河川にも取組を拡大。

◇地域の実情に応じて、ゲリラ豪雨による内水被害等、より発生頻度の高い浸水を検討対象に追加。

◇予算の重点配分や交付金の拡充等により、県管理河川や市町村の取組を支援し、ハザードマップ作成等、住民の避難を促す取組等を強化。

◇協議会の策定する取組方針を確実に実行するための控組みを検討。



内水による浸水のイメージ 1

出典:国土交通省「水防災意識社会再構築ビジョンの展開」より

水防法等の一部を改正する法律

平成29年5月12日成立
平成29年5月19日公布

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動指針。

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

関係機関による協議会を組織

「水害対応タイムライン」等を作成

市町が水害リスク情報を把握し住民へ周知

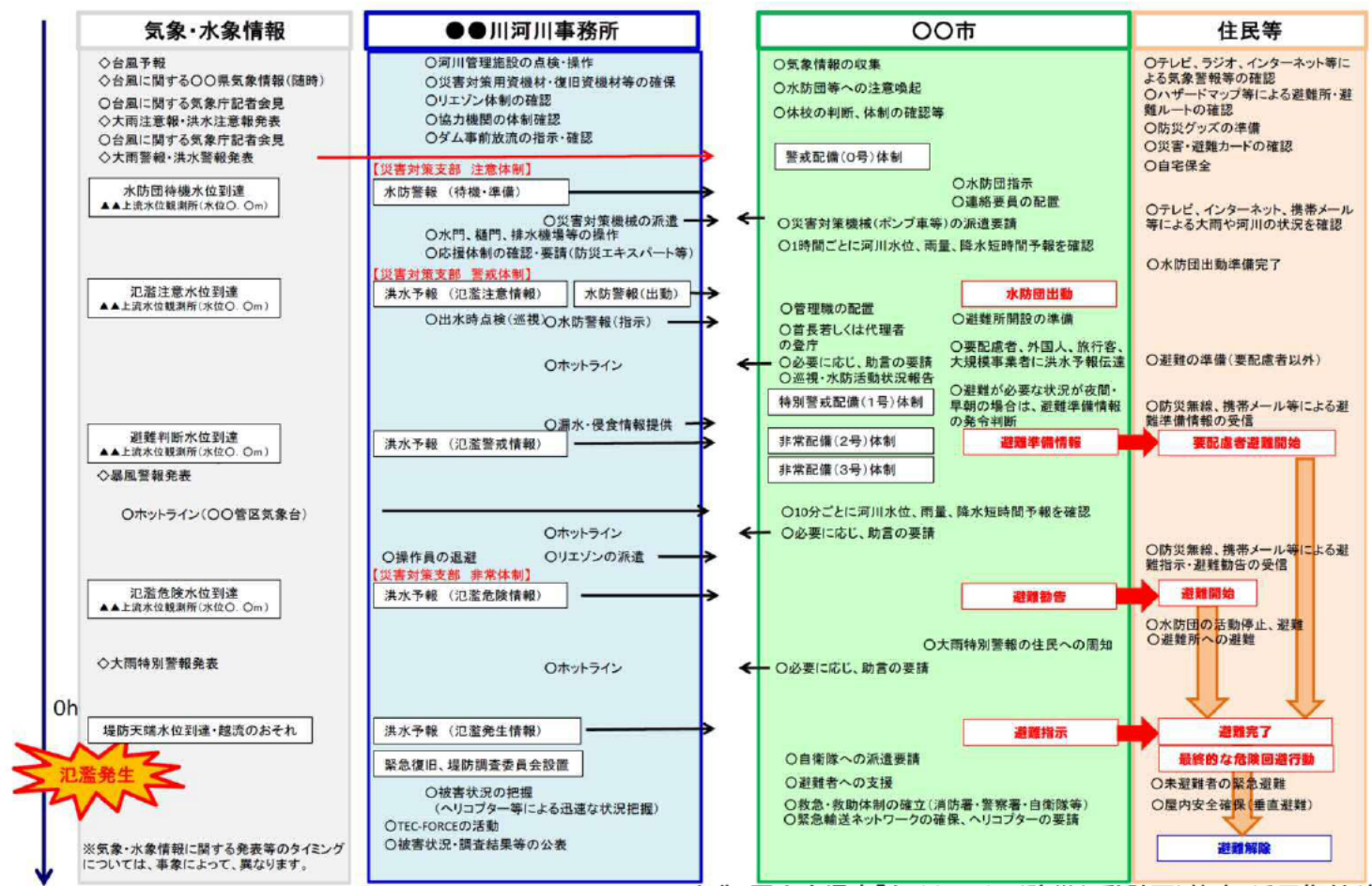
要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化

出典:国土交通省報道発表資料「水防法等の一部を改正する法律案を閣議決定(概要)」より

水害対応タイムラインの作成

河川名：●●川
 観測所名：▲▲上流

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告等の発令に着目した**タイムライン**(防災行動計画) (案)



出典:国土交通省「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(初版)」より

水位周知河川を対象に水害対応タイムラインを作成

水防法における要配慮者利用施設の位置付け

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を定める

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に河川情報の伝達義務

【水防法第15条の3 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の努力義務を負う

- ・避難確保計画の作成
- ・訓練の実施
- ・自衛水防組織の設置

施設所有者又は管理者は、避難確保計画の作成等を行う
※今後、水防法改正により義務となる見込み

【水防法第15条の3 2項】

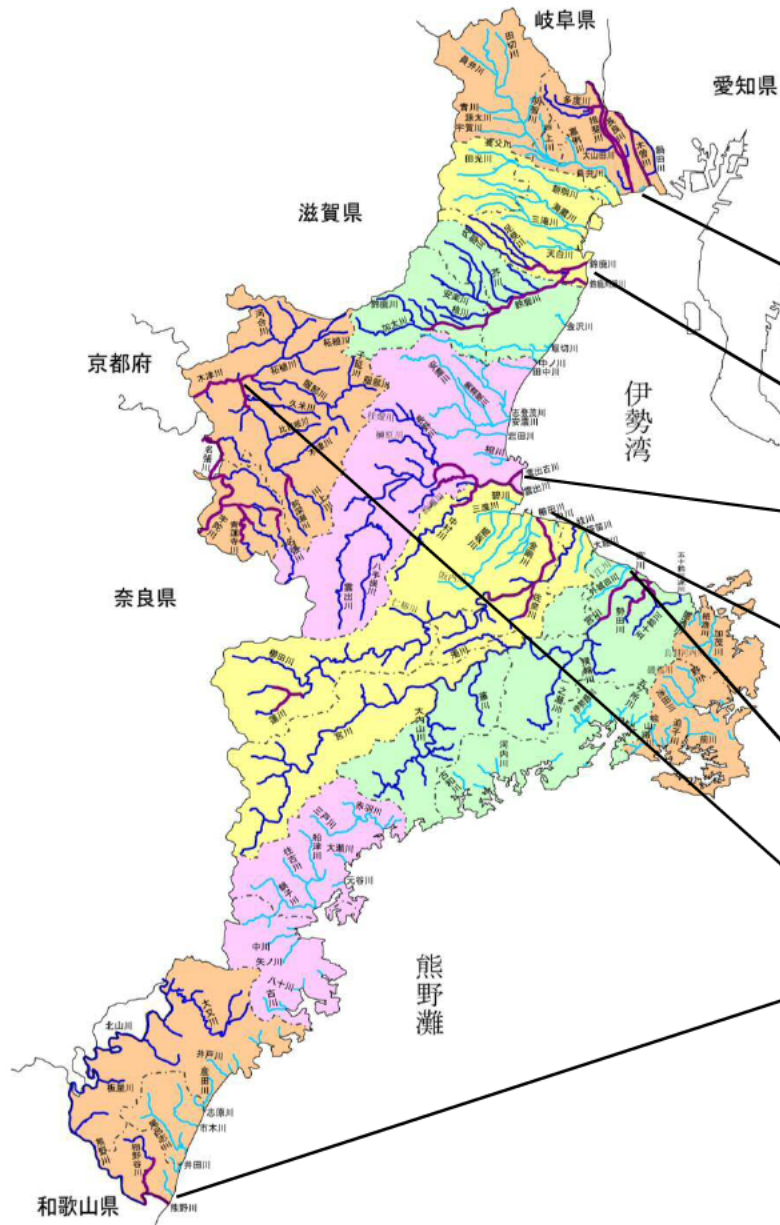
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務

三重県内直轄河川における取組状況

資料 2



名称及び直轄事務所	開催日	関係市町村
木曾川下流水防災協議会 (木曾川下流河川事務所)	第1回 H28.7.6 第2回 H28.10.18 第3回 H29.6.3 (予定)	桑名市、木曾岬町 愛知県：愛西市、津島市、弥富市、 蟹江市、飛島村 岐阜県：海津市
三重四川災害対応連絡会 鈴鹿川委員会 (三重河川国道事務所)	第1回 H28.7.1 第2回 H28.8.26 第3回 H29.5.29	四日市市、鈴鹿市、亀山市
三重四川災害対応連絡会 雲出川委員会 (三重河川国道事務所)	第1回 H28.7.27 第2回 H28.8.29 第3回 H29.5.29	津市、松阪市
三重四川災害対応連絡会 榎田川委員会 (三重河川国道事務所)	第1回 H28.7.11 第2回 H28.8.23 第3回 H29.5.29	松阪市、多気町、明和町
三重四川災害対応連絡会 宮川委員会 (三重河川国道事務所)	第1回 H28.8.17 第2回 H28.10.17 第3回 H29.5.29	伊勢市、玉城町
木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会 (木津川上流河川事務所)	第1回 H28.6.1 第2回 H28.7.26 第3回 H29.5.30 (予定)	伊賀市、名張市、津市 奈良県：宇陀市、曾爾村、山添村、 御杖村 京都府：笠置町、南山城村
熊野川下流部減災対策協議会 (紀南河川国道事務所)	第1回 H28.6.13 第2回 H28.7.21 第3回 H29.3.22 第4回 H29.6末 (予定)	紀宝町和歌山県：新宮市

三重県内県管理河川における取組状況

資料3

平成29年5月9日現在

整理番号	協議会の名称	主な対象河川名	協議会の進捗状況	第1回協議会開催日時・場所	第2回協議会開催日時・場所
1	桑名圏域 県管理河川水防災協議会	【一級水系】 木曾川水系新堀川他 【二級水系】 員弁川 他	第1回協議会：H29. 6	調整中	調整中
2	四日市圏域 県管理河川水防災協議会（仮称）	【一級水系】 鈴鹿川水系鈴鹿川、内部川他 【二級水系】 朝明川、三滝川、海蔵川、天白川、鹿化川 他	第1回協議会：H29. 6	調整中	調整中
3	鈴鹿圏域 県管理河川水防災協議会	【一級水系】 鈴鹿川水系鈴鹿川、棕川 他 【二級水系】 堀切川、金沢川 他	鈴鹿川期成同盟会と同日 第1回協議会：H29. 6	調整中	調整中
4	雲出川圏域 県管理河川水防災協議会	【一級水系】 雲出川水系雲出川、中村川 他 【二級水系】 中ノ川、田中川、志登茂川、安濃川、岩田川、相川、碧川 他	第1回協議会：H28. 10. 6 第2回協議会：H28. 12. 22 第3回協議会：H29. 5. 30	第3回 日時：H29. 5. 30 場所：勤労者福祉会館	—
5	橿田川圏域 県管理河川水防災協議会	【一級水系】 橿田川水系橿田川 他 【二級水系】 三渡川、阪内川、金剛川、笹笛川他	第1回協議会：H29. 6	調整中	調整中
6	宮川圏域 県管理河川水防災協議会	【一級水系】 宮川水系宮川、五十鈴川他 【二級水系】 外城田川 伊勢路川他	第1回協議会：H29. 6	調整中	調整中
7	志摩圏域 県管理河川水防災協議会	【二級水系】 加茂川、前川 他	設立準備会：H29. 5. 17 第1回協議会：H29. 6. 27	日時：H29. 6. 27 場所：	調整中
8	木津川上流部 大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会	【一級水系】 淀川水系木津川、服部川、柘植川他	木津川上流部減災協議会の拡大により開催予定 日程はH29. 6（期成同盟会と同日）	調整中	調整中
9	尾鷲圏域 県管理河川水防災協議会	【二級水系】 赤羽川、船津川、銚子川他	第1回協議会：H29. 5. 24	日時：H29. 5. 24 11:00～12:00 場所：尾鷲庁舎	調整中
10	熊野川下流部 減災対策協議会	【一級水系】 新宮川水系熊野川 北山川他	熊野川下流減災協議会の拡大 第1回協議会：未定	調整中	調整中
11	熊野圏域 県管理河川水防災協議会	【二級水系】 志原川、井戸川 他	設立準備会：H29. 5. 9 第1回協議会：H29. 5. 25	日時：H29. 5. :25 場所：	調整中